

太田市職員からの通報等への対応手続に関する要綱

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 秘密保持の徹底・利益相反関係の排除等（第6条・第7条）

第3章 通報等の受付等（第8条—第10条）

第4章 調査及び是正措置（第11条—第14条）

第5章 通報者等の保護等（第15条）

第6章 雑則（第16条—第21条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び「公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（内部の職員等からの通報）」（平成29年7月31日消費者庁。以下「地方公共団体向けガイドライン」という。）の趣旨を踏まえて、法令違反行為等に関する職員からの通報及び相談（以下「通報等」という。）を適切に取り扱うため、通報等への対応手続に関する事項を定めることにより、通報者等の保護を図るとともに、太田市の法令遵守等を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「法令違反行為等」とは、次に掲げる行為又は事実をいう。

- (1) 法令に違反する行為（違反するおそれのある行為を含む。）
- (2) 太田市に適用される条例、規則その他の規程に違反する行為（違反するおそれのある行為を含む。）
- (3) 太田市の法令遵守等の確保及び適正な業務遂行に資する事実

2 この要綱において「職員」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 太田市職員（会計年度任用職員を含む。）
- (2) 前号に規定する者であった者

3 この要綱において「受付」とは、法令違反行為等に係る通報、相談、意見又は苦情等を受けけることをいう。

4 この要綱において「受理」とは、法令違反行為等に係る通報を調査又は是正措置を行う必要があるものとして受け付けることをいう。

5 この要綱において「被通報者」とは、法令違反行為等の当事者として通報された者をいう。

6 この要綱において「任命権者等」とは、職員の任命権者、任命権の委任を受けた者その他職員を監督する立場にある者をいう。

(内部通報窓口)

第3条 職員による法令違反行為等に関してなされる通報等を取り扱うため、コンプライアンス推進室に内部通報窓口を置き、総括通報等責任者がこれを総括する。

2 内部通報窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

- (1) 職員による法令違反行為等に関してなされる通報等の受付に関すること。
- (2) 法令違反行為等の判断及び相談に関すること。
- (3) 通報者及び相談者（以下「通報者等」という。）との連絡調整に関すること。

(通報の方法)

第4条 内部通報窓口への通報は、原則として、専用電話による方法又は内部通報書（様式第1号）を電子メールで内部通報窓口のメールアドレス宛てに送信する方法により行うものとする。

2 通報は、原則として実名により行うものとする。ただし、匿名により行うことを妨げない。

(総括通報等責任者)

第5条 職員から内部通報窓口に対してなされる通報等への対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置くこととし、企画部長をもって充てる。

2 総括通報等責任者は、通報等への対応に関する規程類の整備、研修の実施、通報に関する調査の進捗等の管理、通報等を理由とする不利益な取扱いの防止その他通報等への適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。

3 総括通報等責任者は、前項に規定する事務をコンプライアンス推進室に行わせることができるものとする。

第2章 秘密保持の徹底・利益相反関係の排除等

(秘密保持及び個人情報保護の徹底)

第6条 通報等への対応に関与した職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、通報等に関する秘密を漏らしてはならない。

2 通報等への対応に関与した職員は、当該対応手続において知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

3 通報等への対応に関与する職員は、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報保護の徹底を図るため、受付、調査、是正措置、結果通知等の通報等への対応の各段階及

び通報等への対応終了後において、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。
 - (2) 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査等が通報を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、被通報者及びその関係者に対して開示しないこと（通報等の対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。
 - (3) 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等から書面（電子メールを含む。）による明示の同意を取得すること。
 - (4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、通報者等に対して明確に説明すること。
- 4 内部通報窓口における通報等への対応に際する秘密保持及び個人情報の保護に関しては、前3項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法令その他関係法令等に従うものとする。

（利益相反関係の排除）

第7条 内部通報窓口の職員は、自ら当事者となっている案件に関する通報その他の利益相反関係を有する案件についての通報等への対応に関与してはならない。

2 通報等への対応に関与する者は、受付、調査、是正措置、結果通知等の通報等への対応の各段階において、相互に当該通報等に利益相反関係を有していないか確認するものとする。

3 通報等への対応に着手しようとする者は、当該案件について自らが利益相反関係を有すると思料するときは、直ちに総括通報等責任者にその旨を伝えなければならない。

第3章 通報等の受付等

（受付の範囲及び取扱い）

第8条 内部通報窓口は、太田市の法令遵守等の確保及び適正な業務遂行のために必要と認められるものに限り、職員からの通報等を受け付けるものとする。

2 内部通報窓口は、通報等があったときは、誠実かつ公正に通報等に対応し、正当な理由なく通報等の受付又は通報の受理を拒んではならない。

3 内部通報窓口は、匿名による通報等についても、可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努めるものとする。

（受付手続）

第9条 内部通報窓口は、通報等を受け付けたときは、内部通報受付票（様式第2号）により、通報等への対応に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報等への対応に必要な事項を通報者等に確認するものとする。ただし、通報者等の特定につながり得る情報を確認することについて、通報者等の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合は、この限りでない。

2 内部通報窓口は、通報等を受け付けたときは、内部通報受付簿（様式第3号）に必要事項を記入し、次に掲げる事項を通報者等に説明するものとする。ただし、通報者等が説明を望まない場合、匿名による通報等であるため通報者等への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

(1) 通報等に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報は保護されること。

(3) 通報受付後の手続の流れに関すること。

3 内部通報窓口は、通報等が電子メールその他の通報者等がその到着を確認できない方法によってなされた場合には、速やかに通報者等に対して通報等を受領した旨を伝えるよう努めるものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

4 通報を受け付ける際には、専用回線を設けることや、勤務時間外に個室や庁舎外で面談する等の措置を適切に講じ、通報等の秘密を守ることとする。

（受理手続）

第10条 コンプライアンス推進室は、内部通報窓口が通報者から通報を受け付けた後は、法及び地方公共団体向けガイドラインの趣旨を踏まえ、当該通報に関する調査又は是正措置を行う必要性について十分に検討する。

2 前項の規定による検討の結果、通報を受理すると判断したときはその旨を、受理しないと判断したとき（情報提供として受け付ける場合を含む。）はその旨及びその理由を、内部通報受理・不受理通知書（様式第4号）により通報者等に通知する。この場合においては、前条第2項ただし書の規定を準用する。

3 コンプライアンス推進室は、通報を受理するときは、当該通報への対応手続の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

第4章 調査及び是正措置

（調査の実施）

第11条 コンプライアンス推進室は、通報を受理したときは、当該通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が被通報者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

2 コンプライアンス推進室は、調査の方法、内容等の適正を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、調査について適宜確認を行う等の方法により、通報事案を適切に管理する。

(調査の方法)

第12条 コンプライアンス推進室は、通報事実の調査に当たっては、通報者等との面談、電話等により聴取を行い、通報事実の内容に誤りがないか確認するよう努める。

2 コンプライアンス推進室は、通報に関して調査又は是正措置を行う必要性がないとして調査を終了する場合には、通報を受領したこと又は調査を実施したことについて被通報者の任命権者等に知らせないものとする。ただし、調査の実施の過程で既に任命権者等へ聴取を行っている場合は、この限りでない。

3 コンプライアンス推進室は、調査の端緒が通報等であることを他の職員に認識させないように、事案の性質に応じて適切な措置をとるものとする。

(協力義務等)

第13条 コンプライアンス推進室から調査の協力を求められた職員は、当該調査に対し誠実に協力をしなければならず、調査を妨害する行為をしてはならない。

(調査結果に基づく措置)

第14条 コンプライアンス推進室は、調査の結果、法令違反行為等があると認めるときは、内部通報調査報告書(様式第5号)により、速やかに、被通報者の任命権者等に調査結果を報告し、又は是正権限を有する部署に対し是正措置及び再発防止策をとるよう要求する等、必要な措置をとらなければならない。

2 前項の規定による是正措置及び再発防止策の要求を受けた部署は、速やかに是正措置及び再発防止策をとるものとする。

3 前項の是正措置及び再発防止策をとった場合は、当該部署は、その内容を速やかにコンプライアンス推進室に報告するものとする。

4 コンプライアンス推進室は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を、太田市における適正な業務遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、内部通報措置報告書(様式第6号)により遅滞なく通知する。この場合においては、第9条第2項ただし書の規定を準用する。

5 コンプライアンス推進室は、是正措置又は再発防止策がとられた後、法令違反行為等が再発していないか、当該是正措置又は再発防止策が十分に機能しているか確認するとともに、必要に応じ、新たな是正措置又は再発防止策をとる。

第5章 通報者等の保護等

第15条 通報者等である職員の任命権者等は、内部通報窓口に対し不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく通報等を行った職員に対し、通報等を行ったことを理由として、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

2 総括通報等責任者は、被通報者が、通報者等の存在を知り得る場合には、被通報者が通報者等に対して不利益な取扱いを行うことがないよう、被通報者に対して、注意喚起をする等の措置をとるものとする。

3 総括通報等責任者は、通報等の対応の終了後、通報者等に対し、通報等をしたことを理由とした不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認する。

4 総括通報等責任者は、通報者等が不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、これを是正し得る者に通知してその是正を求め、通報者等の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

第6章 雑則

(懲戒処分等)

第16条 任命権者等は、第6条第1項又は第2項の規定に正当な理由なく違反した職員に対しては、懲戒処分その他適切な措置をとるものとする。

(通報等の関連文書の管理)

第17条 通報等への対応に係る記録及び関係資料については、文書管理に関する法令、太田市文書等取扱規則（平成17年太田市規則第15号）等に基づき、適切な方法で管理しなければならない。

(法及びこの要綱の周知等)

第18条 総括通報等責任者は、太田市における通報等への適切な対応を推進するため、職員に対する広報の実施、定期的な研修、説明会の実施その他適切な方法により、法、地方公共団体向けガイドライン及びこの要綱に基づく通報等の方法、通報等の取扱い、通報者等の保護の仕組み等について、十分に周知するものとする。

2 総括通報等責任者は、前項の規定に係る事務を、コンプライアンス推進室に行わせることができる。

3 内部通報窓口は、通報等の方法、通報等の取扱い、通報者等の保護の仕組み等について職員から問合せがあった場合は、教示するものとする。

(評価及び改善)

第19条 総括通報等責任者は、太田市における通報等への対応手続の運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、通報等への対応手続の運用状況について定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関、民間

事業者による先進的な取組事例等を参考として、通報等への対応手続を継続的に改善するよう努める。

(他の法令等との関係)

第20条 通報等への対応手続については、他の法令（条例、規則その他の規程を含む。）に特別の定めがある場合又はこれに基づく運用がある場合を除くほか、この要綱の定めるところによる。

(要綱に規定する者以外への通報)

第21条 この要綱は、職員がこの要綱に規定する者以外の職員に対し通報等を行うことを妨げるものではない。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。